**平成３０年（フ）第１７３０号**
埼玉県八潮市大字南川崎112―26
債務者　関　　利憲
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第１７３３号**
東京都墨田区押上３丁目19―18
債務者　岡田　堅大
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第１７３５号**
東京都足立区花畑４丁目23―５―501
債務者　岩井　高之
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第１７１５号**
東京都江戸川区南小岩１丁目７―９　苅宿方
債務者　渡邉　由佳
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第１７１６号**
東京都足立区西伊興４丁目４―５―103
債務者　相澤　　忍（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第２８号**
沖縄県沖縄市泡瀬４丁目23番10号　古今池２―C
債務者　玉那覇美智子（旧姓藤川）
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成３０年（フ）第３８号**
沖縄県宜野湾市真志喜２丁目12番24―105号　フェニックスハイツ
債務者　仲宗根　豊
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成３０年（フ）第１６１号**
横浜市中区富士見町４番地１　ガーラ・プレシャス横濱関内1021号室
債務者　藤原ひろし
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第５０５号**
横浜市港北区新吉田東１丁目48番29―208号
債務者　大田川佳史
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第５０６号**
横浜市都筑区荏田南２丁目10番16―301号
債務者　今野　愛史
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第５１５号**
横浜市緑区霧が丘２丁目16番地13　霧が丘サンハイツ202号
債務者　斉藤　広美
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第５１６号**
横浜市緑区霧が丘２丁目16番地13　霧が丘サンハイツ202号
債務者　斉藤由美子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第５１８号**
神奈川県藤沢市辻堂新町２丁目15番11―105号
債務者　馬場　貴之
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第６３号**
静岡県磐田市見付1514番地１　プルミエ101
債務者　佐藤　裕基
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成３０年（フ）第５１７号**
神奈川県鎌倉市腰越２丁目５番６号
債務者　柳川　麻美
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

## 破産手続終結

**平成２９年（フ）第８４号**
山梨県南巨摩郡富士川町長澤164番地
破産者　鈴木　正良
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係